旅 客 営 業 規 則

［鉄道・軌道］

2026 年 10 月 16 日改定

IYOTETSU

伊予鉄道株式会社

旅 客 営 業 規 則 内 容

第１編　　総　　則

第１条　目的
第２条　適用範囲
第３条　用語の意義
第４条　運賃・料金前払いの原則
第５条　契約の成立時期および適用範囲
第６条　旅客運送等の制限又は停止
第７条　運行不能の場合の取扱方
第８条　キロ程のは数計算方
第９条　期間の計算方
第10条　乗車券に対する証明
第11条　旅客等の提出する書類

第２編　　旅　客　営　業

第１章　　通　　則

第12条　乗車券の購入及び所持
第13条　均一制運賃区間に乗車する場合の運賃の支払方
第14条　駅員無配置駅の取扱方
第15条　キロ程

第２章　　乗車券の発売

第１節　　通　　則

第16条　乗車券の種類
第17条　乗車券の発売箇所
第18条　乗車券の発売範囲
第19条　乗車券の発売日
第20条　乗車券の発売時間
第21条　旅客運賃割引証及び証明書発行の監査
第22条　割引乗車券等の不正使用の場合の取扱方

第 23 条　臨時割引普通乗車券の発売
第 24 条　割引証又は証明書が無効となる場合及びこれを使用できない場合

第２節　　普通乗車券の発売

第 25 条　普通乗車券の発売
第 26 条　被救護者割引普通乗車券の発売
第 27 条　被救護者割引証

第３節　　定期乗車券の発売

第 28 条　定期乗車券発行申込書
第 29 条　定期乗車券の経由指定
第 30 条　定期乗車券の一括発売
第 31 条　定期乗車券を一括発売する場合の通用期間の特例
第 32 条　通勤定期乗車券の発売
第 33 条　全線定期乗車券の発売
第 34 条　通学定期乗車券の発売

第４節　　削除

第 35 条　　削除
第 36 条　　削除

第５節　　団体乗車券の発売

第 37 条　団体乗車券の発売
第 38 条　団体乗車申込書の提出
第 39 条　団体取扱条　件の指定
第 40 条　団体旅客運送の申込人員又は申込みの取消し等

第３章　　旅　客　運　賃

第１節　　通　　則

第 41 条　旅客運賃の制度
第 42 条　旅客運賃の計算上の経路等
第 43 条　旅客運賃計算上のキロ程
第 44 条　旅客運賃の打切り計算
第 45 条　運賃制度を異にする区間相互にまたがる旅客運賃
第 46 条　旅客の区分及び旅客運賃の収受方
第 47 条　小児の旅客運賃
第 48 条　旅客運賃割引の重複適用の禁止

第２節　　普通旅客運賃

第 49 条　片道普通旅客運賃

第 50 条　片道普通旅客運賃の最低額
第 51 条　割引の片道普通旅客運賃
第 52 条　往復普通旅客運賃
第 53 条　被救護者割引
第 54 条　臨時割引普通乗車券の割引率

第３節　　定期旅客運賃

第 55 条　定期旅客運賃
第 56 条　割引の定期旅客運賃
第 57 条　一括発売の場合における定期旅客運賃

第４節　　削除

第 58 条　　削除
第 59 条　　削除
第 60 条　　削除

第５節　　団体旅客運賃

第 61 条　団体旅客に対する割引率
第 62 条　団体旅客の無賃扱人員
第 63 条　団体旅客運賃の計算方
第 64 条　団体旅客に対する最低運賃適用の特例

第４章　　乗車券の効力

第１節　　通　　則

第 65 条　乗車券の使用条件
第 66 条　効力の特例
第 67 条　削除
第 68 条　乗車券の使用順序によらない券片の効力の特例
第 69 条　券面表示事項が不明の乗車券
第 70 条　不乗区間に対する取扱方
第 71 条　小児用乗車券の効力の特例
第 72 条　通用期間の起算日
第 73 条　効力のない乗車券を使用しようとした場合の取扱方

第２節　　乗車券の効力

第 74 条　通用期間
第 75 条　途中下車
第 76 条　改氏名の場合の定期乗車券の書替
第 77 条　乗車券が前途無効となる場合
第 78 条　定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合

第 79 条　定期乗車券が無効となる場合
第 80 条　削除
第 81 条　通学定期乗車券の効力
第 82 条　被救護者用割引乗車券の効力

第５章　　乗車券の様式

第１節　　通　　則

第 83 条　乗車券の表示事項
第 84 条　この章に規定する乗車券の様式の変更又は補足等
第 85 条　字模様の印刷
第 86 条　旅客運賃割引等に対する表示
第 87 条　定期乗車券の経由印
第 88 条　乗車券の代用発行等

第２節　　乗車券の様式

第１款　　普通乗車券の様式

第 89 条　常備片道乗車券の様式
第 90 条　補充片道乗車券の様式
第 91 条　車内乗車券の様式
第 92 条　常備往復乗車券の様式
第 93 条　補充往復乗車券の様式

第２款　　定期乗車券の様式

第 94 条　常備定期乗車券の様式
第 95 条　準常備定期乗車券の様式
第 96 条　補充定期乗車券の様式

第３款　　削除

第 97 条　　削除
第 98 条　　削除
第 99 条　　削除

第４款　　団体乗車券の様式

第 100 条　団体乗車券の様式

第６章　　乗車券の改札及び引渡し

第１節　　通　　則

第 101 条　乗車券の改札
第 102 条　乗車券の引渡し

第２節　　乗車券の改札及び引渡し

第 103 条　普通乗車券の改札及び引渡し
第 104 条　定期乗車券の改札及び引渡し
第 105 条　削除
第 106 条　団体乗車券の改札及び引渡し

第７章　　乗車変更等の取扱

第１節　　通　　則

第 107 条　乗車変更等の取扱箇所
第 108 条　払いもどし請求権行使の期限

第２節　　乗車変更の取扱

第１款　　通　　則

第 109 条　乗車変更
第 110 条　乗車変更の取扱範囲
第 111 条　別途乗車

第２款　　乗車変更の取扱方

第 112 条　乗車変更の取扱方

第３節　　旅客の特殊取扱

第１款　　通　　則

第 113 条　旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還
第 114 条　旅客運賃の払いもどしをしない場合

第２款　　無　　札

第 115 条　無札旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受
第 116 条　定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受
第 117 条　無札旅客の乗車駅不明の場合

第３款　　紛　　失

第 118 条　乗車券紛失の場合の取扱方
第 119 条　再収受した旅客運賃の払いもどし
第 120 条　団体乗車券紛失の場合の取扱方

第４款　　任意による旅行の取りやめ

第 121 条　旅行開始前の旅客運賃の払いもどし
第 122 条　使用開始前の定期旅客運賃の払いもどし
第 123 条　旅行開始前の団体旅客運賃の払いもどし
第 124 条　不乗車区間に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合
第 125 条　定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし
第 126 条　削除

第 127 条　旅行中止による通用期間の延長及び旅客運賃の払いもどし
第 128 条　最終列車に乗り遅れた場合の取扱方

第５款　　運行不能及び遅延

第 129 条　列車の運行不能、遅延等の場合の取扱方
第 130 条　乗車券通用期間延長の取扱方
第 131 条　無賃送還の取扱方
第 132 条　旅行中止による旅客運賃の払いもどし
第 133 条　運行不能の場合における他経路乗車の取扱方
第 134 条　運行不能の場合の旅客運賃の払いもどし駅
第 135 条　不通区間の別途旅行の取扱方
第 136 条　定期乗車券の通用期間の延長又は旅客運賃の払いもどし

第６款　　誤乗及び誤購入

第 137 条　誤乗区間の無賃送還
第 138 条　誤乗区間無賃送還の取扱方
第 139 条　乗車券誤購入の場合の取扱方

第８章　　入　場　券

第 140 条　入場券の発売
第 141 条　入場料金
第 142 条　入場券の効力
第 143 条　入場券の発売制限
第 144 条　入場券が無効となる場合
第 145 条　入場券の様式
第 146 条　入場券の改札及び引渡し
第 147 条　無札入場者
第 148 条　入場料金の払いもどし

第９章　　手　回　品

第 149 条　手回り品及び持込禁制品
第 150 条　無料手回り品
第 151 条　普通手回り品料金
第 152 条　普通手回り品切符
第 153 条　普通手回り品切符の使用条件
第 154 条　持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置
第 155 条　持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置
第 156 条　旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置
第 157 条　手回り品の保管

第 10 章　　携帯品の一時預り及び遺失物の回送

第１節　　携帯品の一時預り

第 158 条　一時預りの取扱駅、取扱範囲及び取扱時間
第 159 条　種類及び性質の届出
第 160 条　一時預り料
第 161 条　一時預り切符
第 162 条　一時預り期間及び公売
第 163 条　一時預り品の引渡し

第２節　　遺失物の回送

第 164 条　遺失物の回送
第 165 条　遺失物回送の特例

旅客営業規則

施行　昭和50年　3月1日　改定　令和　1年 10月　1日
改定　平成23年 10月1日　改定　令和　2年　1月 31日
改定　平成27年　4月1日　改定　令和　3年 12月　1日
改定　平成28年 10月1日　改定　令和　4年 12月　1日
改定　平成29年　1月1日　改定　令和　6年　3月　1日
改定　平成29年　1月1日　改定　令和　6年 10月　1日
改定　平成30年　4月1日　改定　令和　7年　3月 18日
改定　平成30年　7月1日　改定　令和　8年　3月　1日
改定　平成31年　1月1日　改定　令和　8年　4月　1日
改定　平成31年　4月1日　改定　令和　8年 10月16日

第1編　　総　則

（この規則の目的）
第１条　　この規則は伊予鉄道株式会社（以下「当社」という。）の旅客の運送及び、これに付帯する入場券の発売・携帯品の一時預かり等の事業（以下「旅客運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）
第２条　　当社が経営する鉄道・軌道による旅客運送等については、別に定める場合を除いて、この規則を適用する。

（用語の意義）
第３条　　この規則におけるおもな用語の意義は次のとおりとする。
（１）「当社」とは、当社の経営する鉄道及び軌道をいう。
（２）「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場及び停留場をいう。
（３）「列車」とは、電車をいう。
（４）「キロ」又は「キロ程」とは、営業キロ程をいう。
（５）「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において乗車券の改札を受けて、入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。
（６）「危険品」とは別表第４号に掲げる物品をいう。

（運賃・料金前払いの原則）
第４条　　旅客の輸送等の契約の申し込みを行おうとする場合、旅客等は、所定の運賃・料金を支払うものとする。ただし、当社において特に認めた場合は、後払いとすることができる。

（契約の成立時期及び適用規定）
第５条　　旅客の輸送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃・料金を支払い、乗車券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。
２　　前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

（旅客運送等の制限又は停止）
第６条　　旅客の輸送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、次の各号に掲げる制限又

は停止をすることがある。
（１）乗車券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は停止。
（２）乗車区間・乗車経路・乗車方法の制限又は乗車する列車の制限。
（３）手回り品の持ち込み数量等の制限。
（４）一時預り品の長さ・容積・重量・個数・品目・取扱時間の制限又は取扱いの停止。
２　　前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。
３　　次の各号の１つに該当する旅客の輸送は拒絶する。
（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症その他旅客に対して迷惑となる疾患のある者
（２）付添人を伴わない重病者
（３）他の旅客に不快感を与える奇異又は不潔な容装をしている者
（４）係員の指示又は要請に従わない者
４　　前項の旅客で既に乗車している場合は、最寄りの駅で降車しなければならない。

（運行不能の場合の取扱方）
第７条　　列車の運行が不能になったときは、その不通区間内着、若しくはこれを通過する旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる乗車券を発売することがある。
（１）不通区間については、任意に旅行する。
（２）不通区間に対する旅客運賃の払戻しの請求をしない。
２　　列車の運行が不能となったときであっても、当社において、他の運輸機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして旅客の取扱いをする。

（キロ程のは数計算方）
第８条　　キロ程を用いて運賃・料金を計算する場合の１キロメートル未満のは数は、１キロメートルに切り上げる。

（期間の計算方）
第９条　　期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、１日として計算する。一時預り品の引渡しの日についてもまた同じ。

（乗車券に対する証明）
第 10 条　　当社において乗車券及び旅客運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

（旅客等の提出する書類）
第 11 条　　旅客運送等の契約に関して、旅客等が当社に提出する書類は、黒インク（ボールペン含む）をもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。
２　　旅客等は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正したときは、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。

第２編　　旅客営業

第１章　　通則

（乗車券の購入及び所持）
第 12 条　　列車に乗車する旅客は、その乗車する列車に有効な乗車券を購入しこれを所持しなければならない。
２　　前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、乗車後直ちに相当の乗車券を購入するものとする。
（均一制運賃区間に乗車する場合の運賃の支払方）

第 13 条　　旅客が均一制運賃区間（以下均一制区間という。）の列車に乗車したときは、下車の際、普通旅客運賃又はその区間に有効な乗車券を所持する旅客（定期乗車券を除く。）はその使用券片を車内に備付けの運賃箱に投入するものとする。

（駅員無配置駅の旅客の取扱方）
第 14 条　　駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行う。

（キロ程）
第 15 条　　旅客運賃･料金の計算､その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、別に定める場合を除き営業キロ程による。

第２章　　乗車券の発売

第１節　　通則

（乗車券の種類）
第 16 条　　乗車券の種類は次の通りとする。
（１）普通乗車券片道乗車券
往復乗車券
（２）定期乗車券
通勤定期乗車券
通学定期乗車券
シルバー定期乗車券
（３）削除
（４）削除
（５）ＩＣカード乗車券　（別紙ＩＣカード乗車券取扱規則第４条に定める）
（６）団体乗車券
（７）特殊割引乗車券
（８）特殊乗車券（電子式）

（乗車券の発売箇所）
第 17 条　　乗車券は､別に定める場合を除いて､駅及び車内において係員又は乗車券自動券売機（以下「自動券売機」という）により発売する。
２　　旅客が乗車券を所持しないで駅員無配置駅から乗車したとき、又は旅客が係員の承諾を得て

乗車券を所持しないで乗車したときは、前項の規定にかかわらず、当該列車内において発売する。
３　　乗車券は前項第１項及び第２項に規定するほか、当社が臨時に設置した乗車券臨時発売所において発売することがある。
(注)第１項の別に定める場合とは、当社が乗車券の発売を委託したものが営む営業所において乗車券を発売する場合等をいう。

（乗車券の発売範囲）
第 18 条　　乗車券は発売駅（当社が発売を委託したものが営む営業所にあっては、その所属する駅。）から有効なものに限って発売する。ただし、定期乗車券・団体乗車券を除く。

（乗車券の発売日）
第 19 条　　乗車券は次の各号に定める場合を除き、発売当日から通用開始となるものを発売する。
（１）定期乗車券は、通用開始日の７日前から発売する。ただし、ＩＣカード定期乗車券においては、通用開始日の１４日前から発売することができる。
（２）団体乗車券は運送引受後であって旅客の始発駅出発日の７日前から発売する。
（３）その他、特に必要と認めたときは、鉄道部長の承認を得て、通用開始日の５日前から発売することがある。

（乗車券の発売時間）
第 20 条　　駅において乗車券を発売する時間は、別に定める場合を除き、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。
別に定める場合とは終日駅員を配置しない駅又は委託駅をいう。

（旅客運賃割引証及び証明書発行の監査）
第 21 条　　当社は必要に応じて旅客運賃割引証及び通学証明書の出納又は発行の適否、使用資格者以外に対する発行の有無、その他正規に反する取扱いの有無等について、監査することができる。

（割引乗車券等の不正使用の場合の取扱方）
第 22 条　　旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券若しくは通学証明書を、使用資格者が不正に使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。
２　　前項の規定による発売の停止は、その使用資格者の属する学校又は施設の責任者に対し、期限を付して通告するものとする。

（臨時割引普通乗車券の発売）
第 23 条　　当社が必要と認めた場合は、臨時に特別の運送条件を定めて、割引の普通乗車券を発売することがある。この場合、旅客が特定される場合を除いて発売駅・発売区間・発売期間・発売条件等その都度関係箇所に掲示する。

（割引証又は証明書が無効となる場合及びこれを使用できない場合）
第 24 条　　旅客運賃割引証・通学証明書は次の各号の１に該当する場合は無効として回収する。
（１）記載事項が不明となったものを使用したとき。
（２）表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
（３）有効期間を経過したものを使用したとき。

（４）有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
（５）記名人以外の者が使用したとき。
２　　旅客運賃割引証及び通学証明書は次の各号の１に該当する場合は、使用することができない。
（１）発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に捺印していないもの。
（２）記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第２節　　普通乗車券の発売

（普通乗車券の発売）
第 25 条　　普通乗車券は均一制区間相互間又は均一制区間と対キロ区間制運賃区間（以下対キロ区間制区間という。）相互発着となる場合を除き、次の各号によって発売する。
（１）片道乗車券
旅客が連続した区間を片道１回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。
ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。
（２）往復乗車券
旅客が往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復１回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合で当社が認めた場合に限り発売する。ただし、往路と復路の区間が異なるものを除く。

（被救護者割引普通乗車券の発売）
第 26 条　　当社の指定する救護施設に保護され、又は救護されるもの（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第 27 条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証１枚について１人１回限り、片道又は往復の割引乗車券を発売する。
２　　被救護者が老幼・虚弱若しくは不具のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者と、その付添人とが同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者１人について付添人１人を限って、前項の規定を準用する。
３　　前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

（被救護者割引証）
第 27 条　　被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その保護又は救護を受ける施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは、付添人の氏名及び年齢・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。
２　　被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から１箇月間とする。

第３節　　定期乗車券の発売

（定期乗車券発行申込書）
第 28 条　　定期乗車券を購入する場合は、定期乗車券発行申込書(定期乗車券原票)に必要事項を記入して、提出するものとする。
２　　定期乗車券発行申込書の様式は次のとおりとする。（様式省略）

（定期乗車券の経由指定）
第 29 条　　対キロ区間制区間内各駅から均一制区間各駅相互間、又は均一制区間内各駅相互間発着となる通勤定期乗車券並びに通学定期乗車券は別表第２号に定める経由指定のうち旅客の任意により、その１を選択して発売する。ただし、第 33 条に規定する全線定期乗車券を発売する場合を除く。
※平成 13 年 10 月１日より、均一制区間定期券の乗降区間指定廃止に伴い当条項は無効。

（定期乗車券の一括発売）
第 30 条　　事業所又は学校等で一括して定期乗車券発行の申込みを行う場合は、定期乗車券一括発行申込書に種類・乗車区間・経由・通用開始日及び期間・氏名・年齢・発行申込者を記入し、（この場合、定期乗車券番号・運賃等が記入できる欄を設けておく。）提出するものとする。

２　　通学定期乗車券にあっては、前項の記入事項のほか、学年及び居住地を記入し、指定学校代表者の印を押すものとする。

(定期乗車券を一括発売する場合の通用期間の特例)
第 31 条　　前条の規定により一括発売する場合で、当該定期乗車券の通用期間を一定させる必要があるときは、所定の通用期間に１箇月未満のは数となる日数を付加した通用期間の定期乗車券を発売することができる。
２　　前項の通用期間を一定させる場合、原則として通用期間の最終日を月末とする。

（通勤定期乗車券の発売）
第 32 条　　旅客が常時、区間・経路を同じくして乗車する場合で、定期乗車券発行申込書を提出したときは、通勤定期乗車券を発売する。

（全線定期乗車券の発売）
第 33 条　　前条の規定にかかわらず、均一制区間内に限り、区間・経路を限定せず、均一制区間内の全線に通用する全線定期乗車券を発売する。

（通学定期乗車券の発売）
第 34 条　　次の各号の１に該当する学校（以下「指定学校」という。）の学生・生徒・児童又は幼児が、通学のため常時、区間・経路を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を定期乗車券発行申込書とともに提出したときは、旅客の居住地もより駅と在籍指定学校もより駅との相互間について、通学定期乗車券を発売する。
（１）学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第１条の規定による学校。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部にあっては、当社が指定した学校であって、面接授業又は試験を行う期間の初日の１０日前から終了の５日後までの期間中に限る。
（２）前号以外の国公立の学校（修業期間が１箇年以上で、かつ、１箇年の授業時間が 700 時間以上のもの。）であって、当社の指定したもの。
（３）学校教育法第 124 条の規定によって設立した専修学校・高等専修学校・専門学校(修業期間が１箇年以上で、かつ、１箇年の授業時間が 800 時間以上のもの)であって当社の指定したもの。
（４）学校教育法第 134 条の規定によって設立した各種学校(設立認可後１箇年以上

を経過し、修業時間が１箇年以上で、かつ、１箇年の授業時間が 700 時間以上のもの。）であって、当社の指定したもの。
２　通学証明書の様式は次のとおりとする。（様式省略）
３　通学証明書の有効期間は、発行の日から１箇月間とする。
４　本条第１項第２号及び第３号並びに第４号に該当する学校は別表第３号に掲げるとおりとする。
５　指定学校の学生・生徒若しくは児童が、実習のため実習場等に、又は運動のため運動場等に往来する場合、指定学校の代表者等の証明がある場合に限り、当該区間の通学定期乗車券を発売することができる。

第４節　削除

第 35 条　削除
第 36 条　削除

第５節　団体乗車券の発売

（団体乗車券の発売）
第 37 条　発着駅及び経路を同じくして、２５人以上が全行程を一団となって旅行する場合で、あらかじめその人員・行程・乗車すべき列車その他輸送計画に必要な事項を申し出て、当社の承認を受けた団体の旅客で、次の各号の１に該当するものに対しては、旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。
（１）学生団体
イ　次の１に該当する学校等の学生等とその付添人及び当該学校の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行あっ旋人によって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第２条に規定するへき地学校で、市町村教育委員会が証明したものは、その人員が２５人未満のときであっても、この取扱いをする。
（イ）指定学校の学生・生徒・児童又は幼児。
（ロ）児童福祉法第 39 条に規定する保育所の児童。
（ハ）削除
（ニ）削除
ロ　前号の付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の各号の１に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客１人につき１人とする。
（イ）幼稚園の幼児・保育所の幼児又は小学校３年生以下の児童であるとき。
（ロ）当社において付添の必要を認めたとき。
（２）普通団体
前号以外の旅客によって構成された団体で、責任ある代表者が引率するもの。
２　前項に規定するもののほか、当社において特に必要と認め、旅行目的・割引を受ける者の資格等特別の運送条件を定めた団体（以下「特殊団体」という。）の旅客で、当社が運送の引受をしたものに対して、旅客運賃の割引をした団体乗車券を発売することがある。

（団体乗車申込書の提出）
第 38 条　前条に規定する団体乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめ、人員・行程・乗車すべき列車・その他輸送契約に必要な事項を記入した団体申込書の提出、または当社の指定する方法

で、当社の承認を受けなければならない。
２　　団体乗車申込書の様式は次のとおりとする。（様式省略）
（団体取扱条件の指定）
第 39 条　　団体旅客の乗車方法その他の取扱条件は、その都度定める。

（団体旅客運送の申込人員又は申込みの取消し等）
第 40 条　　団体旅客の運送引受後、旅客の都合による申込人員その他取扱条件を変更又は、申込みを取り消す場合は、運輸上支障がないと認められる場合に限り、これを行う。

第３章　　旅客運賃

第１節　　通則

（旅客運賃の制度）
第 41 条　　旅客運賃は、対キロ区間制及び均一制、または表定制によって定める。
２　　前項による対キロ区間制、均一制及び表定制の区間は、次のとおりとする。
（１）対キロ区間制区間、表定制区間
高浜線・郡中線・横河原線の各駅相互間
（２）均一制区間、表定制区間
軌道線（古町～平和通１丁目間を含む。）各駅相互間

（旅客運賃の計算上の経路等）
第 42 条　　旅客運賃は、旅客の実際乗車する経路及び発着の順序によって計算する。

（旅客運賃計算）
第 43 条　　普通旅客運賃は、均一制区間を除いて、その発着駅間に対するキロ程によって計算する。
また、定期旅客運賃は表定制とする。

（旅客運賃の打切り計算）
第 44 条　　旅客が発着区間の全部又は一部を復乗する場合における旅客運賃は復乗開始駅において打切り各別にこれを計算する。

(運賃制度を異にする区間相互にまたがる旅客運賃)
第 45 条　　旅客運賃の制度を異にする区間相互にまたがって乗車する場合の旅客運賃は、その旅客運賃を合算したものとする。

(旅客の区分及び旅客運賃の収受方)
第 46 条　　旅客運賃は次の掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃を収受する。
大人１２歳以上の者（１３歳未満の小学生は小児とする）
小児６歳以上１２歳未満の者（６歳でも小学校入学前は幼児とする）
幼児１歳以上６歳未満の者
乳児１歳未満の者
２　　前項の規定の幼児であっても、次の各号の１に該当する場合は、これを小児とみなして旅客運賃を収受する。

（１）幼児だけで旅行するとき。
（２）団体旅客として旅行するとき、又は団体旅客に随伴されるとき。
（３）団体乗車券以外の乗車券を使用する６歳以上の旅客に随伴されている場合でも２人をこえた者であるとき。
３　　前２項以外の場合、幼児及び乳児に対しては、旅客運賃は収受しない。

(小児の旅客運賃)
第 47 条　　小児の片道普通旅客運賃・定期旅客運賃は、均一制区間を乗車する場合及び往復乗車する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃又は、定期旅客運賃をそれぞれ折半してその１０円未満のは数は１０円単位に切り上げて計算（以下このは数計算方法を「は数計算」という。）したものとする。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)
第 48 条　　旅客は、旅客運賃について２以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃割引を請求することができない。

第２節　　普通旅客運賃

(片道普通旅客運賃)
第 49 条　　対キロ区間制区間及び均一制区間の片道普通旅客運賃は別に定める。

(割引の片道普通旅客運賃)
第 51 条　　割引の大人片道旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃から割引額を差し引き、割引の運賃小児旅客運賃は、小児片道普通旅客運賃から割引額を差し引いて、それぞれは数計算した額とする。

(往復普通旅客運賃)
第 52 条　　往復乗車する場合の普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を２倍した額とする。
２　　往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、割引の片道普通旅客運賃を２倍した額とする。

(被救護者割引)
第 53 条　　第 26 条の規定により被救護者又は、その付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の５割を割引する。

(臨時割引普通乗車券の割引率)
第 54 条　　第 23 条の規定により割引の普通乗車券を発売する場合の割引率はその都度定める。

第３節　　定期旅客運賃

(定期旅客運賃)
第 55 条　　対キロ区間制区間及び均一制区間の定期旅客運賃は、表定制として別に定める。

(割引の定期旅客運賃)
第 56 条　　割引の大人定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃から割引額を差し引き、割引の小児定期旅客運賃は、小児定期旅客運賃から割引額を差し引き、それぞれは数計算した額とする。

(一括発売の場合における定期旅客運賃)
第 57 条　　第 30 条の規定により、定期乗車券を事業所又は、指定学校等で、発売日を指定して、一括発売をする場合で、１箇月未満のは数を付加した定期旅客運賃は、所定の１箇月・３箇月・６箇月の通用期間に対する定期旅客運賃に、その通用期間の終了する翌日から、通用期間を同一にする日までの１箇月未満の日数（以下「調整期間」という。）に１箇月の定期旅客運賃を乗じ、調整期間の属する最終月の総日数で除し、は数計算した額を加算した額とする。

第４節　　削除

第 58 条　　削除
第 59 条　　削除
第 60 条　　削除

第５節　　団体旅客運賃

(団体旅客に対する割引率)
第 61 条　　第 37 条の規定により、団体乗車券を発売する場合は、次の各号によって普通旅客運賃の割引を行う。
（１）学生団体
　　団体構成人員　25 人以上
　　割引率　　2 割
　　第 37 条第１項第１号イただし書きに規定するへき地学校で２５人未満の割引率は２割とする。
（２）普通団体
　　団体構成人員　25 人以上
　　割引率　　１割
（３）特殊団体に対する割引率は、その都度定める。

(団体旅客の無賃扱人員)
第 62 条　　団体旅客に対しては、団体旅客人員５０人から９９人まで１人、１００人をこえて５０人を増すごとに１人を無賃扱いとする。
２　　前項の無賃扱いをする人員は、その団体の構成人員に含め、前条に規定する割引率をその団体に適用する。

(団体旅客運賃の計算方)
第 63 条　　団体旅客運賃は、大人・小児各別に片道・回遊又は往復の全行程に対する１人当たり大人若しくは小児普通旅客運賃から割引額を差し引き計算上生じた１０円未満のは数はこれを１０円単位に切り上げた額に団体旅客運賃の収受人員を乗じた額を合算する。

(団体旅客に対する最低運賃適用の特例)
第 64 条　　団体旅客運賃の最低額は別表第１号のとおりとする。ただし、旅客運賃打切区間ごとに適用しないで、全行程に対する一人当り割引旅客運賃についてこれを適用する。

第４章　　乗車券の効力

第１節　　通　則

(乗車券の使用条件)

第 65 条　　乗車券は、乗車人員を記載したものを除き、１券片をもって１人が１回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

２　　乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に出入りする場合には使用することができない。

(効力の特例)

第 66 条　　乗車券は次の各号に該当する場合は､前条の規定にかかわらず､使用することができる。

（１）使用者の資格を特定しない大人用普通乗車券を小児が使用して乗車する場合。

（２）乗車券の券面に表示された発着区間の途中駅から乗車する場合。

第 67 条　　削除

(乗車券の使用順序によらない券片の効力の特例)

第 68 条　　往復乗車券の復片から先に使用した場合の往片は、これを有効として取扱うことができる。

(券面表示事項が不明の乗車券)

第 69 条　　乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

２　　前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅に差し出して書替えを請求することができる。ただし、定期乗車券にあっては、別表１号に定める手数料を収受して書替を請求することができる。

３　　前項の規定により旅客から書替えの請求があった場合は､旅客に悪意がないと認められ､かつ､その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券と引換えに、再交付の取扱いをする。

４　　前各項の規定は、券面表示事項又は様式の整っていない乗車券について準用する。

(不乗区間に対する取扱方)

第 70 条　　旅客は第 66 条第 2 号の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、又は同区間内の途中下車ができる駅で途中下車をした後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(小児用乗車券の効力の特例)

第 71 条　　小児用の乗車券は､その通用期間中に使用旅客の年齢が１２才に達した場合であっても、第 46 条の規定にかかわらずこれを使用することができる。

(通用期間の起算日)

第 72 条　　乗車券の通用期間は、通用開始日を特に指定して発売した場合を除き、当該乗車券を発行した当日から起算する。

(効力のない乗車券を使用しようとした場合の取扱方)
第 73 条　　旅客が当該乗車について効力のない乗車券を使用しようとした場合は、これを無効とし回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合はこの限りではない。

第２節　　乗車券の効力

(通用期間)
第 74 条　　乗車券の通用期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。
（１）普通乗車券
イ　片道乗車券　１日とする。
ロ　往復乗車券　１日とする。
（２）定期乗車券　１箇月、３箇月、６箇月とする。
（但し、シルバー定期乗車券は１箇月のみとする。）
（３）削除
（４）団体乗車券　その都度定める。

(途中下車)
第 75 条　　普通乗車券及び団体乗車券を所持する旅客は途中下車をすることができない。
２　　削除

(改氏名の場合の定期乗車券の書替)
第 76 条　　定期乗車券の使用者が、氏名を改めた場合は、これを発行駅に差し出し別表第１号に定める手数料を支払って、その氏名の書替えを請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)
第 77 条　　乗車券（往復乗車券についてはその使用する券片）は次の各号の１に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。
（１）旅客が途中下車のできない駅に任意に下車したとき。
（２）旅客が第 154 条第１項又は、第 155 条若しくは第 156 条の取扱いを受けたとき。
（３）鉄道営業法(明治 33 年法律第 65 号)第 41 条の規定によって、途中で下車をさせられた場合又は同法第 42 条によって車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)
第 78 条　　定期乗車券以外の乗車券は、次の各号に該当する場合、その全券片を無効として回収する。
（１）旅客運賃割引証と引換に購入した割引の乗車券を、割引証の記名人以外の者が使用したとき。
（２）券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
（３）第 24 条第１項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
（４）身分又は資格を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。
（５）券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
（６）区間の連続していない２枚以上の普通乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
（７）旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。

（８）身分証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯してないとき。
（９）係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
（10）大人が小児の乗車券を使用したとき。ただし、第 71 条に規定する場合を除く。
（11）乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
（12）通用期間を経過した乗車券を使用したとき。
（13）その他乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。
２　　前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期乗車券が無効となる場合)
第 79 条　　定期乗車券は、次の各号に該当する場合は無効として回収する。
（１）定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
（２）券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
（３）使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
（４）券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
（５）区間の連続していない２枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
（６）定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券を使用してその各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
（７）通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
（８）通用期間開始前は有効とならない定期乗車券を、その期間開始前に使用したとき。
（９）通用期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。
（10）身分証明書等の携帯を必要とする定期乗車券を所持する旅客が、これを携帯していないとき。
（11）係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
（12）その他定期乗車券を、不正乗車の手段として使用したとき。
２　　前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第 80 条　　削除

(通学定期乗車券の効力)
第 81 条　　通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した身分証明書を携帯する場合に限って有効とする。
２　　学校の代表者が発行した身分証明書又は学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の身分証明書に代用することができる。
３　　第 34 条第１項第１号ただし書きの規定による通信教育の学校の学生又は生徒であるときは、その学校を代表する責任者の発行した面接授業又は試験の期間を証明する証明書を身分証明書とあわせて携帯しなければならない。

(被救護者用割引乗車券の効力)
第 82 条　　被救護者旅客運賃割引証を使用して購求した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した旅行証明を携帯する場合に限って使用することができる。
２　　前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から１箇月間とする。
３　　被救護者旅客運賃割引証を使用して購求した付添人用往復乗車券の往片は第１項の規定によ

るほか、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

第５章　　乗車券の様式

第１節　　通　則

(乗車券の表示事項)

第 83 条　　乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

（１）旅客運賃（経路の表示を必要とする場合は、その経路）

（２）通用区間

（３）通用期間

（４）発行日付

（５）発売箇所名

２　　臨時に発売する乗車券その他特殊の乗車券にあっては、前項に規定する表示事項の一部を省略又は、その他の事項を追加することがある。

(この章に規定する乗車券の様式の変更又は補足等)

第 84 条　　この章において規定する乗車券の様式は印刷上の形式であってそれぞれの乗車券は相当の表示事項を印刷するとともに、不足する事項については、発売の際に、不足する事項又は印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断し、又は入鋏する等の方法によって補うものとする。

２　　乗車券の様式は、必要によって、表面に表示すべき事項を裏面に表示し、又は表示事項の配列を一部変更し、若しくは乗車券の紙質・字膜様・寸法等の変更並びに表示事項を省略又は追加することがある。

３　　小児用乗車券の表面には「小」又は「小児」の影文字等をもって表示する。

４　　割引乗車券の表面には「割」の影文字等をもって表示する。

第 85 条　　削除

(旅客運賃割引等に対する表示)

第 86 条　　旅客運賃の割引等を行う乗車券には、その証として関係片券の表面に次の印を押すものとする。ただし、特に設備した割引乗車券を発売する場合は、これを省略することができる。（様式省略）

(定期乗車券の経由印)

第 87 条　　第 29 条の規定によって発売する定期乗車券に対しては、次の区別により、その表面上部余白に経由駅名又は経由線名を表示した経由印を押す。（様式省略）

※平成 13 年 10 月 1 日より、均一制区間定期券の乗降区間指定廃止に伴い当条項は無効。

(乗車券の代用発行等)

第 88 条　　一行５人以上の旅客が一団となって乗車する場合は、普通乗車券の代用として、団体乗車券を発行することができる。

２　　往復乗車券の備えがない場合で、旅客から請求があった場合は、番号の連続する２枚の常備片道乗車券の表面に第 86 条第７号に規定する印を押し、往復乗車券の代用として発行することができる。

第２節　　乗車券の様式

第１款　　普通乗車券の様式

(常備片道乗車券の様式)

第 89 条　　常備片道乗車券の様式は、次のとおりとする。(様式省略)

（１）一般式大人小児用旅客運賃は大人の旅客運賃を印刷する。以下本款に規定する大人小児用乗車券についてもまた同じ。

（２）金額式大人小児用

（３）一般式大人用

（４）金額式大人用

（５）一般式小児用

（６）金額式小児用

（７）自動券売機大人用

（８）金額式小児用

(補充片道乗車券の様式)

第 90 条　　補充片道乗車券の様式は、次のとおりとする。(様式省略)

（１）一般式大人小児用

（２）金額式大人用

（３）金額式小児用

(車内乗車券の様式)

第 91 条　　車内乗車券の様式は、次のとおりとする。(様式省略)

（１）金額式車内券

（２）車内補充券

(常備往復乗車券の様式)

第 92 条　　常備往復乗車券の様式は、次のとおりとする。(様式省略)

（１）一般式大人用

（２）一般式小児用

(補充往復乗車券の様式)

第 93 条補充往復乗車券の様式は、次のとおりとする。(様式省略)

（１）一般式大人・小児用

第２款　　定期乗車券の様式

(常備定期乗車券の様式)

第 94 条　　常備定期乗車券の様式は、次のとおりとする。(様式省略)

（１）通勤大人用

（２）通学大人用

（３）通学小児用

（４）シルバー定期

(準常備定期乗車券の様式)
第 95 条　　準常備定期乗車券の様式は、次のとおりとする。(様式省略)
（１）通学大人用
(補充定期乗車券の様式)
第 96 条　　補充定期乗車券の様式は、次のとおりとする。(様式省略)
（１）通勤用
（２）通学用

第３款　　削除

第 97 条　　削除
第 98 条　　削除
第 99 条　　削除

第４款　　団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)
第 100 条　　団体乗車券の様式は、次のとおりとする。(様式省略)

第６章　　乗車券の改札及び引渡し

第１節　　通　則

(乗車券の改札)
第 101 条　　乗車の目的で、乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券を所持して、係員による改札又は当該乗車券所定の改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。
２　　前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が身分証明書等の携帯を必要とするものであるときの身分証明書等についてもまた同じ。

(乗車券の引渡し)
第 102 条　　旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を当社に引渡すものとする。

第２節　　乗車券の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札及び引渡し)
第 103 条　　普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、係員による改札又は当該乗車券所定の改札を受け、乗継をする際も、係員による改札又は当該乗車券所定の改札を受けるものとする。
２　　普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を当社に引渡すものとする。

(定期乗車券の改札及び引渡し)
第 104 条　　定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車

券所定の改札を受けるものとする。
２　　定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の通用期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

第 105 条　　削除

(団体乗車券の改札及び引渡し)
第 106 条　　団体乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び乗継をする際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。
２前項の引率者は、団体旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

第７章　　乗車変更等の取扱

第１節　　通則

(乗車変更等の取扱箇所)
第 107 条　　乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行う。ただし、旅客運賃・料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。
２　　前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅において取り扱う。

(払いもどし請求権行使の期限)
第 108 条　　旅客は、旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して１箇年を経過したときは、これを請求することができない。

第２節　　乗車変更の取扱

第１款　　通　則

(乗車変更)
第 109 条　普通乗車券を所持する旅客が、その乗車券面に表示された区間を乗越し又は異なった方向に変更する場合で当社が取り扱う変更を「乗車変更」という。

(乗車変更の取扱範囲)
第 110 条　　乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。
２　　前項の場合において、均一制区間内又は、すでに乗車した区間と変更区間とが復乗となるときは、この取扱いをしない。

(別途乗車)
第 111 条　　旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いをしないものであるとき、又はその取扱いをしない区間であるときは別途乗車としてその区間に対する普通旅客運賃を収受して取り扱う。
(注)「乗車変更の取扱いをしないもの」とは、区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券・定期乗

車券・団体乗車券をいう。

第２款　　乗車変更の取扱方

(乗車変更の取扱方)

第 112 条　　普通乗車券を所持する旅客は、あらかじめ係員に申出て、その承諾を受け、乗車券面の着駅以外の駅に乗車変更をすることができる。

２　　前項の取扱いをする場合は、原乗車券の区間に対する既に収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較して、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引乗車券であって、その割引が変更区間に対しても適用のものであるときは、割引の運賃によって計算する。

第３節　　旅客の特殊取扱

第１款　　通　則

(旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還)

第 113 条　　旅客は、割引証等を提出して購求した乗車券について払いもどしの取扱いをうけた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(旅客運賃の払いもどしをしない場合)

第 114 条　　旅客は、第 66 条第１号の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払いもどしを請求することができない。

第２款　　無札

(無札旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第 115 条　　旅客が、次の各号の１に該当する場合は無札旅客として、当該旅客の乗車駅からの普通旅客運賃と、その２倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受する。

（１）係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。

（２）別の定める場合を除いて、乗車券に改札を受けないで乗車したとき。ただし、旅客に悪意がなくその証明ができる場合はこの限りでない。

（３）第 78 条の規定によって無効となる乗車券で乗車したとき。

（４）乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取集めの際に引渡しをしないとき。

２　　削除

３　　団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第４項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第１項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から収受する。

４　　団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第 78 条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申込者から第１項の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第 116 条　　第 79 条第１項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第２項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その２倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受する。

（１）第 79 条第１項第１号から第５号までの１に該当する場合はその定期乗車券の効力が発生した

日（第５号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第７号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第８号に該当する場合はその発売の日から、同項第９号に該当する場合はその通用期間満了の日の翌日から、それぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第５号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間）を、毎日２回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃。

（２）削除

（３）第 79 条第１項第６号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したとき、及び同項第 10 号から第 12 号までの１に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

(無札旅客の乗車駅不明の場合)

第 117 条　　第 115 条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（接続列車がある場合で、接続列車に乗車したことが明らかなときは、接続列車の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

第３款　　紛　失

(乗車券紛失の場合の取扱方)

第 118 条　　旅客が、旅行開始後、その乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第 115 条及び第 117 条の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間については、これに相当する普通旅客運賃を収受し、また係員が、その事実を認定することができるときは、その全乗車区間に相当する普通旅客運賃を収受して増運賃を収受しない。

２　　前項の場合に旅客は、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券使用の旅客は、この限りでない。

３　　第１項の後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券を紛失した場合に準用する。

(再収受した旅客運賃の払いもどし)

第 119 条　　前条の規定によって普通旅客運賃又は増運賃を支払った旅客が、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再収受証明書とを、もより駅に差し出して、再収受証明書１枚につき、別表第１号に定める手数料を支払って、その旅客運賃又は増運賃の払いもどしを請求することができる。ただし、再収受証明書発行の翌日から起算して１箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(団体乗車券紛失の場合の取扱方)

第 120 条　　旅客が、団体乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができる場合は、第 118 条の規定にかかわらず、別表第１号に定める手数料を収受して、別に旅客運賃を支払わないで、相当の団体乗車券を再交付することがある。

第４款　　任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)

第 121 条　　旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要になった場合、その乗車券の券片が改札を受ける前で、かつ、運用期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った旅客運賃

の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、別表第１号に定める手数料を支払うものとする。
２　　前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復乗車を発売条件として発売した割引乗車券であって往片を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず既に収受した往復旅客運賃から既に使用した往片に対する無割引の普通旅客運賃を差引いた残額とする。

(使用開始前の定期旅客運賃の払いもどし)
第 122 条　　前条第１項の規定は、通用期間開始前の定期乗車券について準用する。ただし、定期乗車券については発行駅において別表第１号に定める手数料を収受して払いもどしする。

(旅行開始前の団体旅客運賃の払いもどし)
第 123 条　　旅客は、旅行開始前に団体乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻までにこれを駅に差し出したときに限って既に支払った団体旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、別表第１号に定める手数料を支払うものとする。
２　　団体旅客の人員が旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し前項の規定を準用して旅客運賃を払いもどすことがある。
(不乗車区間に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合)
第 124 条　　旅客は、第 70 条の規定により、乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合、又は同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗車区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)
第 125 条　　旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となったときは、通用期間内である場合に限ってこれを発行駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合に旅客は、別表第１号に定める手数料を支払うものとする。
２　　前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、１箇月未満の経過日数は、１箇月として計算する。
３　　第１項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
（１）使用経過月数が１箇月、３箇月又は６箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃。
（２）使用経過月数が２箇月のときは、１箇月に相当する定期旅客運賃の２倍。
（３）使用経過月数が４箇月のときは、３箇月と１箇月に相当する定期旅客運賃の合算額。
（４）使用経過月数が５箇月のときは、３箇月と１箇月の２倍に相当する定期旅客運賃の合算額。

(シルバー定期乗車券を使用開始後、旅客運賃を払いもどしする場合の特例)
第 126 条　　前条の規定にかかわらず、シルバー定期乗車券を所持する旅客が使用開始後、そのシルバー定期乗車券を使用する見込みがなくなった場合は、これを発行駅に差し出して、既に支払ったシルバー定期旅客運賃から使用経過日数（申し出当日を含む。）を１日２回ずつ、初乗り運賃区間を乗車したものとして計算した旅客運賃と別表第１号に定める手数料を控除した残額の払いもどしを請求することができる。

２　　前項の取り扱いをする場合は、払いもどしの事由を付した所定の申請書（様式略）を提出するものとする。

(旅行中止による適用期間の延長及び旅客運賃の払いもどし)
第 127 条　　旅客は、旅行開始後、次の各号の１に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が通用期間内であるときは、１回に限って乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日までの日数（３０日を限度とする。）について乗車券の通用期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の相当旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合払いもどしを受ける旅客は、別表第１号に定める手数料を支払うものとする。
（１）傷い疾病によって旅行を中止したとき。
（２）司法権又は国会からの喚問その他これに類する行政権の発動により旅行を中止したとき。
２　　前項の規定による通用期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についてもこれを準用する。
３　　定期乗車券・団体乗車券を使用する旅客は、前２項の請求をすることができない。
４　　旅客は第１項及び第２項の規定により乗車券の通用期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際、乗車券に通用期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。この場合、旅客が、第１項の規定により延長できる期間内に旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(最終列車に乗りおくれた場合の取扱い方)
第 128 条　　普通乗車券を所持する旅客が、当日最終列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して、翌日まで通用期間の延長又は、別表第１号に定める手数料を収受して旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

第５款　　運行不能及び遅延

(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱い方)
第 129 条　　旅客（定期乗車券使用の旅客を除く。）は旅行開始後、次の各号の１に該当する場合、第 130 条の規定によって定められた日数の乗車券の通用期間の延長、若しくは第 131 条の規定による無賃送還又は、旅行を中止して第 131 条第２項の規定による旅客運賃の払いもどしの請求をすることができる。
（１）列車が運行不能となったとき。
（２）列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から１時間以上にわたって、目的地に出発する列車に接続を欠いだとき又は着駅到着時刻に１時間以上遅延したとき。
（３）車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって、旅行を中止したとき。
２　　旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券が不要となった場合は、これを駅に差し出して、すでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

(乗車券通用期間延長の取扱方)
第 130 条　　前条の規定による乗車券の通用期間延長の取扱いは、次の各号の定めるところによる。
（１）旅客は、乗車券の通用期間延長を請求しようとする場合は、あらかじめ、関係の駅に申し出て、当該乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する通用期間は、次の期間とし、この期間を原通用期間に加算したものを当該乗車券の通用期間とする。
イ　第 129 条第１項第１号に規定する事由による場合は、当該乗車券を預けた日から開通後５日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数。
ロ　第 129 条第１項第２号及び第３号に規定する事由による場合は、１日。

（2）旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券に通用期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。
（3）旅客が、延長した期間内に旅行を継続しなかったときは、その乗車券は無効として回収する。

(無賃送還の取扱方)
第 131 条　　第 129 条第 1 項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号の定めるところにより取扱う。
（1）無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。この場合、当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅までとする。
（2）無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。
（3）無賃送還は、乗車券に表示された経路による。ただし、やむを得ない事由によって乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行うことができないときは他の経路による。
（4）無賃送還中は、途中下車及び乗車変更の取扱いはしない。
（5）旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いはしない。
2　　前項の規定により無賃送還を行なった場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃の払いもどしをする。
（1）乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、すでに収受した旅客運賃の全額。
（2）旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで送還したときは、旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃（2駅以上を共通の着駅とした乗車券であるときは、旅行中止駅・当該最遠駅間に対する旅客運賃額）この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃とする。
3　　削除

(旅行中止による旅客運賃の払いもどし)
第 132 条　　第 127 条の規定によって旅客が旅行を中止し、乗車券を駅に差し出して旅客運賃の払いもどしの請求をした場合は、すでに支払った旅客運賃から、すでに乗車した区間の相当旅客運賃を差し引いた残額を払いもどすものとする。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、すでに乗車した区間に対する旅客運賃を、割引条件のいかんにかかわらず割引の旅客運賃によって計算する。

(運行不能の場合における他経路乗車の取扱方)
第 133 条　　列車が運行不能となった場合､その事故の発生前に購求した乗車券を所持する旅客は、同一目的地に至る最短経路による列車に乗車することを請求することができる。この場合定期乗車券を使用する旅客は、他の経路によって乗車中に途中下車をすることができない。
2　　前項の取扱いをする場合は、すでに収受した旅客運賃と実際乗車した区間の旅客運賃とを比較して、過剰額は払いもどしをするものとし、不足額は収受しない。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、実際乗車した区間に対する普通旅客運賃をその乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。
3　　定期乗車券を使用する旅客について第 1 項の取扱いをする場合は、前項の規定にかかわらず、過剰額の払いもどし及び不足額の収受をしない。
4　　第 1 項の規定により定期乗車券を使用する旅客が他経路を乗車中に途中下車した場合は、他経路への分岐駅から下車駅までの区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(運行不能の場合の旅客運賃払いもどし駅)

第 134 条　　第 129 条・第 131 条又は前条の規定により、旅客運賃の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃払いもどしの請求をしなければならない。
（１）無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅。
（２）無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅。
（３）他の経路を乗車する取扱いを受けた旅客は、旅行を終えた駅。

(不通区間の別途旅行の取扱方)
第 135 条　　列車が運行不能となった場合は、その事故発生前に購求した乗車券によって旅行する旅客（定期乗車券使用の旅客を除く。）が不通区間を任意に当社によらないで旅行し、乗車券の通用期間内に、前途の駅から乗継ぎをするときは、あらかじめ係員に申し出て、不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

(定期乗車券の通用期間の延長又は旅客運賃の払いもどし)
第 136 条　　定期乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため引続き５日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅（定期乗車券にあっては発売駅。）に差し出して、相当日数の通用期間の延長又は次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。
（１）定期乗車券については、使用しない区間（２区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算し、これに相当する普通旅客運賃を基準とした定期旅客運賃。）の原定期乗車券と同一の種類及び通用期間による定期旅客運賃を総実日数で除し、これに休止日数を乗じて、は数計算した額。
（２）削除

第６款　　誤乗及び誤購入

(誤乗区間の無賃送還)
第 137 条　　旅客（定期乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の通用期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。
２　　前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(誤乗区間無賃送還の取扱方)
第 138 条　　前条の規定による無賃送還中は途中下車の取扱いをしない。
２　　旅客が無賃送還中、途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及びすでに送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券誤購入の場合の取扱方)
第 139 条　　旅客が、駅名の同一、類似その他の事由によって誤って異った着駅、経路の乗車券を購入した場合であって、係員がその事実を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。
２　　前項の場合は、すでに収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

第８章　　削除

第 140 条　　削除
第 141 条　　削除

第 142 条　　削除
第 143 条　　削除

(入場券が無効となる場合)
第 144 条　　入場券は次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。
（1）券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
（2）発売駅以外の駅で使用したとき。
（3）その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。
2　　前項の規定は偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)
第 145 条　　入場券の様式は次のとおりとし、表面左端に発行日付印を押したものとする。
（様式省略）
(入場券の改札及び引渡し)
第 146 条　　入場券は入場の際に、所定の改札を受けなければならない。
2　入場券は、その使用を終えたときは、当社に引き渡すものとする。
その効力を失った場合もまた同じ。

(無札入場者)
第 147 条　　乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第 144 条第 1 項の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 141 条の規定による入場料金を収受する。
2　　前項の規定は第 144 条第 2 項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)
第 148 条　　入場料金は、払いもどしをしない。

第 9 章　　手回り品

(手回り品及び持込禁制品)
第 149 条　　旅客は、第 150 条または 151 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。
（1）別表第 4 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害をおよぼすおそれがあるもの。
（2）刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
（3）暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう措置することとする。）
（4）死体
（5）動物（少数量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの又は第 151 条第 2 項の規定により持込の承諾を受けた動物を除く。）
（6）不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
（7）車両を破損するおそれがあるもの。
2　　旅客が、手回り品中に危険品又は前項ただし書第 2 号の規定による物品を収納している疑が

あるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
３　　前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

第 149 条の２ 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。
（注）揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

(無料手回り品)
第 150 条　　旅客は、列車の運行状況により、運輸上支障がないと認められる場合に限り、携帯できる荷物で、たて・よこ・高さの合計が２．５ﾒｰﾄﾙ以内、重量３０ｷﾛｸﾞﾗﾑ以内の物品を無料で２個まで車内に持ち込むことができる。ただし、長さ２ﾒｰﾄﾙを超える物品は、車内に持ち込むことができない。
２　　前項に規定する制限内であっても、自転車については、解体して専用の袋に収納したもの、又は折りたたみ式自転車であって折りたたんで専用の袋に収納した場合に限り、車内に持ち込むことができる。
（１）削除
（２）削除
２　　削除
３　　旅客が自己の身の回り品として携帯する、傘・つえ・ハンドバック・ショルダーバック等は第１項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

(普通手回り品料金)
第 151 条　　旅客は前項第 1 項に規定する制限をこえる物品であっても、次の各号の１に該当するものは、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って、これを車内に持ち込むことができる。
（１）削除
（２）削除
（３）競輪選手が使用する競技用自転車であって、解体して専用の袋に収納し携帯するもの。
（４）削除
２　　旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びヘビの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、前項の規定に準じて当社の承諾を受け、普通手回り品金を支払って車内に持ち込むことができる。
（１）長さ７０センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が９０センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの。
（２）容器に収納した重量が 10 ｷﾛｸﾞﾗﾑ以内のもの。
３　　普通手回り品料金は、旅客の１回の乗車（途中下車をしない乗継ぎの乗車を含む。）ごとに１個につき別表第１号に定めるとおりとする。

(普通手回り品切符)
第 152 条　　第 151 条の規定により普通手回り品料金を支払った旅客に対し、普通手回り品切符又はこれに代わる証票を交付する。
２　　普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。（様式省略）

(普通手回り品切符の使用条件)
第 153 条　　普通手回り品切符又はこれに代る証票は、切符又は証票に表示された条件に従い車内に持ち込む場合に限って有効とする。ただし、途中下車したときは、その効力を失う。
２　　普通手回り品切符又はこれに代る証票は、次の各号により係員の検査を受けるとともに、途中下車又は下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。
（１）前条第２項の規定による普通手回り品切符は、普通手回り品を持ち込む際に係員に呈示して、その下部に入鋏を受けた後、当該普通手回り品にくくりつけておき、係員から請求があるときは、いつでもこれを明示するものとする。
（２）前条の規定による普通手回り品切符に代る証票は、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示するものとする。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)
第 154 条　　旅客が、第 149 条第１項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 150 条の規定による持込制限をこえる物品を当社の承諾を受けないで車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により普通手回り品料金及び増料金を収受する。
（１）第 149 条第１項第１号から第６号までの規定による物品を持ち込んだとき。第 151 条第３項の規定による普通手回り品料金及び、その１０倍に相当する増料金を収受するほか、危険品にあっては、次によって計算した増料金を合せて収受する。
イ　火薬類１キログラムにつき１００円
ロ　その他の危険品同３０円
（２）前号のほか、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき。第 151 条第３項の規定による普通手回り品料金及びその２倍の増料金を収受する。ただし、増料金は旅客が普通手回り品料金を免かれる意思が明らかであるときに限って収受する。
２　　発着駅において、旅客が第 149 条第１項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 150 条の規定による持込制限をこえる物品を車内にもちこんだことを発見したときは前項の規定を準用する。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)
第 155 条　　旅客が、第 149 条第１項ただし書第１号から第６号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用する。

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)
第 156 条　　旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について第 154 条第１項第１号の規定を準用する。

(手回り品の保管)
第 157 条　　手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

第 10 章　　携帯品の一時預り及び遺失物の回送

第１節　　携帯品の一時預り

(一時預りの取扱駅・取扱範囲及び取扱時間)

第 158 条　　旅客の携帯品は駅（別に定める駅を除く。）において、一時預りの取扱いをする。ただし、次の各号の１に該当する物品については、一時預りの取扱いをしない。

（１）１個の長さが２メートル(運動用具・つり道具及び天幕生活用品を除く。)をこえるもの。

（２）１個の最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が２００センチメートルをこえるもの。

（３）１個の重量が３０キログラムをこえるもの。

（４）他の物品を汚損するおそれがあるもの。

（５）臭気を発するもの又は不潔なもの。

（６）腐敗又は変質しやすいもの。

（７）荷造りが不完全なもの。

（８）危険品。

（９）易損品。

（10）貴重品。

（11）動物。

（12）死体。

２　　一時預りの取扱時間は、当該駅に掲示する。

(種類及び性質の申出)

第 159 条　　旅客は、携帯品預け入れの際に、その種類及び性質を申し出るものとする。

２　　容器・荷造等から携帯品の内容が判断せず、かつ、旅客の申出に疑があるときは、旅客においてその内容を明らかにした場合に限って、一時預りの取扱いをする。

(一時預り料)

第 160 条　　一時預り料金は別表第１号に定めるとおりとする。ただし、預入れの日から６日以降は、その２倍とする。

２　　前項の規定による料金は、携帯品預入れの際に、預入れ当日１日分の相当額を収受し、預け日数が２日以上のものは、その残額を一時預り品引渡しの際に収受する。

(一時預り切符)

第 161 条　　携帯品の一時預りを受け付けたときは、一時預り切符を交付する。

２　　一時預り切符の様式は次のとおりとする。（様式省略）

(一時預り期間及び公売)

第 162 条　　預け主は、預入れの日から１５日以内に、一時預り品を引き取らなければならない。

２　　前項に定める期間内に一時預り品を引き取らない場合は、預け主に対し公売の日時及び場所等を通告のうえ、当社において、公売に附するものとする。

この場合、公売代金から一時預り料の不足分及び公売に要した費用を差引き、残余を支払うものとする。

(一時預り品の引渡し)

第 163 条　　一時預り品は、一時預り切符と引換に引渡しをする。

ただし、当社が正当権利者であると認めるときは、受領印を受けて引渡しをする。

２　　前項ただし書の場合、預け主は、適宣の書式による在中品明細書を提出しなければならない。

第２節　　遺失物の回送

(遺失物の回送)

第 164 条携帯品の遺失者は、その物品が、荷物として託送できる物品である場合は、手荷物運賃を支払って指定駅に回送の請求をすることができる。ただし、貴重品については回送の請求ができない。

２　　前項の手荷物運賃は、回送を受けた駅で、遺失物の引渡しの際に収受する。

(遺失物回送の特例)

第 165 条　　前条第１項及び同第２項の規定にかかわらず、遺失物が、傘・つえ・帽子・ハンドバックその他これに類する身の回り品であって、かつ、運輸上支障がないときは、１回に限り遺失者の請求によりその指定する駅まで無賃で回送の取扱いをする。

ただし、当社は、その物品に滅失・破損等の損害が発生した場合でも、故意又は重大な過失があるときを除いて、賠償の責任を負わない。

旅客営業規則　別表第１号

運輸に関する料金・附帯事業の諸料金

（１）普通乗車券	
イ．旅行開始前の乗車券払戻手数料	250円
（２）ＩＣカード乗車券	
イ．使用開始前のICOCA乗車券払戻手数料	220円
ロ．使用開始後のICOCA乗車券払戻手数料	220円
ハ．紛失によるICOCA再交付手数料（情報の登録されているカードに限る）	520円
ニ．破損等による再交付手数料	0円
（３）団体乗車券	
イ．旅行開始前の払戻手数料	220円
ロ．紛失再発行手数料	220円
ハ．団体運賃最低額（大人）	240円
ニ．団体運賃最低額（小児）	120円
（４）定期乗車券	
イ．ICOCA定期乗車券鉄道線払戻手数料	520円
ロ．ICOCA定期乗車券軌道線払戻手数料	520円
ハ．シルバー定期払戻手数料	520円
ニ．ICOCA定期乗車券紛失による再交付手数料	520円
ホ．破損等による再交付手数料	0円
（５）特殊乗車券	
電子式フリー乗車券の払戻手数料	110円
（６）その他の料金	
手回り品料金	300円
一時預かり料金	230円
郊外電車サイクルトレイン利用料（土日祝に限る）	500円

旅客営業規則　別表第２号

削除

旅客営業規則　別表第 3 号

通学定期発行許可学校名

1.　旅客営業規則第 34 条第 2 号に該当する学校

（1・3・6 ヶ月）

学校名	所在地	電話番号	承認番号	略称	最寄駅
愛媛中央産業技術専門学校	松山市本町7丁目2	924-5768	16	松　職	本町六
愛媛職業能力開発促進センター	松山市西垣生町2184	972-0334	49	媛　職	余　戸
独立行政法人国立病院機構 愛媛医療センター付属看護学校	東温市見奈良1545-1	990-1830	66	愛　看	医学部南口
愛媛県農林水産部 農業大学校	松山市下伊台町1553	977-3261	自動車発行　（最寄バス停に限る　通学証明必要）		

2. 旅客営業規則第 34 条第 3 号に該当する学校

（1・3・6 ヶ月）

学校名	所在地	電話番号	承認番号	略称	最寄駅
松精看護専門学校	松山市美沢1丁目10-38	925-3748	64	精　看	衣山・萱町六
愛媛調理製菓専門学校	松山市勝山町1丁目1-5	943-7151	65	愛調理	勝山町
松山デザイナー専門学校	松山市辻町1-33	925-6188	69	デザイン	大手町・JR松山駅前
松山看護専門学校	松山市柳井町2丁目85	915-7751	70	松　看	松山市・石手川
日産愛媛自動車大学校	松山市宮西2丁目8-27	925-0103	72	日　自	古町・宮田町
松山歯科衛生士専門学校	松山市辻町1-33	925-6188	73	松　歯	大手町・JR松山駅前
愛媛十全医療学院	東温市南方561	966-4578	74	十　全	横河原
河原電子ビジネス専門学校	松山市柳井町3丁目3-31	931-8555	77	河　電	松山市
松山赤十字看護専門学校	松山市清水町3丁目90	924-1112	79	赤　看	清水町・日赤前
河原医療福祉専門学校	松山市柳井町3丁目3-13	946-3388	80	河　医	松山市
大原簿記公務員専門学校　愛媛校	松山市二番町1丁目12-2	934-1143	83	大簿公	勝山町
河原デザイン・アート専門学校	松山市二番町1丁目12-2	931-9111	85	河　デ	勝山町
河原アイペットワールド専門学校	松山市南堀端6-11	935-8787	86	河アイ	松山市
愛媛コミュニケーションブライダル専門学校	松山市勝山町1-5-2	915-1255	88	愛コミ	勝山町
四国医療技術専門学校	松山市若草町6-1	932-4600	89	四　医	古町・本町四
河原医療大学校	松山市花園町3-6	915-5355	90	河医大	松山市
河原ビューティーモード専門学校	松山市一番町1丁目1	915-5578	91	河　ビ	勝山町
河原外語観光・製菓専門学校	松山市湊町3丁目5-1	987-7577	93	河　パ	松山市
第一学院高等学校	松山市南堀端4-8	934-6480	94	河第一	松山市
河原調理専門学校	松山市一番町1丁目1-3	934-2666	95	河調理	勝山町
松山ビジネスカレッジビジネス校	松山市辻町1-33	925-6188	103	ビジネス	大手町・JR松山駅前

3. 旅客営業規則第 34 条第 4 号に該当する学校

（1・3・6ヶ月）

学校名	所在地	電話番号	承認番号	略称	最寄駅
松山商科専修学校	松山市柳井町1丁目13-3	921-2558	2	商　専	松山市・伊予立花
アルス編物女学院	松山市道後樋又7-33	923-1314	31	アルス	鉄砲町
愛媛県美容専門学校	松山市小栗6丁目1-26	933-4444	52	理　美	松山市・土橋
準学校法人 愛媛研修学園 東進衛生予備校　大街道	松山市大街道3丁目4-7	941-8270	61	研　予	大街道
準学校法人 愛媛朝鮮学園 四国朝鮮初中級学校	松山市南斎院町50番地	922-4455	101	愛　朝	大手町

旅客営業規則　別表第４号

危　険　品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が１キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
				煙火	—	
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒＊）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が１キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が３キログラム以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品	—	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—	
1	爆発性の物	その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠＊	容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカースプレー＊	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬＊	容器・荷造ともの重量が３キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	
			—	ジニトロナフタリン	—	
			—	ジニトロトルエン	—	
			—	ジニトロフェノール	—	
			—	ニトログリコール	—	
			—	トリニトロベンゼン	—	
			—	トリニトロトルエン	—	
			—	ピクリン酸	—	
			—	過酢酸	—	
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	
			—	アジ化ナトリウム	—	
			—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1.爆発性の物」に該当する品目	—	
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重量が３キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡＊	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）	—	
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）＊	容器・荷造ともの重量が５キログラム以内のもの
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール＊	２リットル以内又は容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性液体	—	アセトン	ネイルリムーバー＊	２リットル以内又は容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤＊	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール＊	
			—	松根油	絵具用溶剤＊	
			—	テレビン油（松精油）	絵具用溶剤＊	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー＊	
			—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸＊	
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）＊	
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類＊	
			—	揮発油	—	
			—	ソルベントナフタ	—	
			—	コールタール軽油	—	
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—	
			—	トルエン（トルオール）	—	
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	
			—	二硫化炭素	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	
			—	エーテル	—	
			—	クロロシラン	—	
			—	アセトアルデヒド	—	
			—	パラアルデヒド	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	
			—	モノメチルアミン	—	
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	
			—	ジメチルアミン	—	
			—	ピリジン	—	
			—	酢酸アルミ	—	
			—	酢酸エチル	—	
			—	酢酸メチル	—	
			—	義酸エチル	—	
			—	プロピルアルコール	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	
			—	臭化エチル（エチルブロマイド）	—	
			—	酢酸ブチル	—	
			—	フーゼル油	—	
			—	灯油（石油）	—	
			—	軽油（ガス油）	—	
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—	
			—	ガソリン	—	
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性液体	—	エチルエーテル	—	
			—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	
			—	酢酸ノルマル−ペンチル	—	
			—	イソペンチルアルコール	—	
			—	メチルエチルケトン	—	
		その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ＊	２リットル以内又は容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶＊	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで２本以内のもの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで２本以内のもの
					炭酸ガスカートリッジ＊	２リットル以内又は容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
				天然ガス	プロパンガス＊	
				水素ガス	水素ガス吸入器＊	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ＊	
				オゾン	オゾン発生器＊	
				ヘリウム	ヘリウムガス＊	
				ネオンガス	ネオン管＊	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
				エタン	—	
				エチレン	—	
				メタン	—	
				その他の圧縮ガス及びその製品	—	
			液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで２本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス＊	２リットル以内又は容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
				フレオン−12	エアゾール噴射剤、エアコンガス＊	
				フレオン−22	エアゾール噴射剤、エアコンガス＊	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ＊	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	液化ガス	液体空気	—	
				液体窒素	—	
				液体酸素	—	
				液体アンモニア	—	
				液体塩素	—	
				液体亜硫酸	—	
				液化シアン化水素（液体青酸）	—	
				塩化エチル	—	
				塩化メチル（メチルクロライド）	—	
				液化酸化エチレン	—	
				塩化ビニルモノマ	—	
				液体メタン	—	
				その他の液化ガス及びその製品	—	
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
			—	その他の過塩素酸塩類	—	
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
			—	その他の無機過酸化物	—	
		硝酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料＊	容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
		亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は１リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
5	酸化性の物	その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	
			—	過硫酸ナトリウム	—	
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	
			—	その他の酸化性の物及び製品	—	
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—	
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤＊	
			—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）	—	
			—	フッ化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	
			—	フェロシリコン	—	
			—	塩化硫黄	—	
			—	クロルピクリン	—	
			—	四エチル鉛	—	
			—	クロロホルム	—	
			—	臭素（ブロム）	—	
			—	ホルマリン	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー＊	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高圧容器に封入した農薬で２本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	ＤＮ剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	ＢＨＣ剤		
			—	ＤＤＴ剤		

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他危険物	農薬	—	鉱油剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高圧容器に封入した農薬で２本以内のもの
			—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの		
		その他危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤＊	破損するおそれのない容器に密閉した１個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー＊	容器・荷造ともの重量が３キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	
			—	塩化リン	—	
			—	臭化ベンジル	—	
			—	四塩化チタン	—	

（注１）「適用除外の物品」欄中「物品」欄に＊印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。
（注２）農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。